

青森県報

号外第五十一号

平成十六年
六月十八日
(金曜日)

目 次

規 則

青森県核燃料物質等取扱税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………(税 務 課) ……一

右 同……………(同) ……一

青森県核燃料物質等取扱税条例施行規則の一部を改正する規則……………(同) ……一

青森県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(自然保護課) ……三

規 則

青森県核燃料物質等取扱税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十六年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十六号

青森県核燃料物質等取扱税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

青森県核燃料物質等取扱税条例の一部を改正する条例(平成十六年三月青森県条例第十四号)の施行期日は、平成十六年六月二十五日とする。

青森県核燃料物質等取扱税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十六年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十七号

青森県核燃料物質等取扱税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

青森県核燃料物質等取扱税条例の一部を改正する条例(平成十六年三月青森県条例第四十号)の施行期日は、平成十六年六月二十五日とする。

青森県核燃料物質等取扱税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年六月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十八号

青森県核燃料物質等取扱税条例施行規則の一部を改正する規則

青森県核燃料物質等取扱税条例施行規則(平成十三年九月青森県規則第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第七条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「及び同条第二項」を「並びに同条第三項」に改める。

第一号様式中「(昭和四十四年法律第五号)」を「(昭和四十四年法律第五号)」に、

取扱税標準の算定期間	年 月 日から	年 月 日まで
------------	---------	---------

取扱税標準の算定期間	年 月 日から	年 月 日まで
------------	---------	---------

原子炉への核燃料の挿入年月日	年 月 日から	年 月 日まで
----------------	---------	---------

銃 1 叩 撃 銃 中

課税標準の算定期間	年 月 日から	年 月 日まで
-----------	---------	---------

課税標準の算定期間	年 月 日から	年 月 日まで
原子炉への核燃料の挿入年月日		

「課税標準量」や「課税標準」は「税率」や「税率」の金額。

この規則は、平成十六年六月二十五日から施行する。

青森県銃器の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の二附を改正する規則として公布する。

平成十六年六月十八日

青森県知事 三 村 申 郎

青森県規則第四十九号

青森県銃器の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一附を改正する規則

青森県銃器の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（昭和三十四年四月廿九日青森県規則第三十八号）の一附を次のように改正する。

第十一号様式の（表画）及び第十四号様式の（表画）中

第一種銃 銃免許	3	ライフル銃	銃器の所持の許可に係る許可証の番号及び交付年月日	第 号 年 月 日交付
	4	散 弾 銃		第 号 年 月 日交付
第二種銃 銃免許	5	空 気 銃		第 号 年 月 日交付
	6	カ 入 銃		第 号 年 月 日交付

第一種銃 銃免許	3	ライフル銃	銃器の所持の許可に係る許可証の番号及び交付年月日	第 号 年 月 日交付
	4	散 弾 銃		第 号 年 月 日交付
第二種銃 銃免許	5	空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）		第 号 年 月 日交付
	6	空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）		

第十号叩撃銃の（表画）中「並びに狩猟免許の番号及び交付年月日」や「狩猟免許の番号及び交付年月日並びに第二種銃銃免許に係る狩猟者登録を受けようとする場合にあつては、現に受けている狩猟免許の種類」は

第一種銃 銃免許	3	ライフル銃	知事	第 号 年 月 日交付
	4	散 弾 銃		第 号 年 月 日交付
第二種銃 銃免許	5	空 気 銃	知事	第 号 年 月 日交付
	6	カ 入 銃		第 号 年 月 日交付

第一種銃 銃免許	3	ライフル銃	知事	第 号 年 月 日交付
	4	散 弾 銃		第 号 年 月 日交付
第二種銃 銃免許	5	空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）	知事	第 号 年 月 日交付
	6	空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）		

第一種銃銃免許	ライフル銃	第 号 年 月 日交付
	散 弾 銃	第 号 年 月 日交付
第二種銃銃免許	空 気 銃	第 号 年 月 日交付
	カ 入 銃	第 号 年 月 日交付

ライフル銃	第 号 年 月 日交付
	散 弾 銃
空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）	第 号 年 月 日交付
	カ 入 銃

第十次印禁付の(NGR)の(紫印)中「並びに狩猟免許の番号及び交付年月日」
 あり、狩猟免許の番号及び交付年月日並びに第二種銃猟免許に係る変更登録を受けよ
 うとする場合にあつては、現に受けている狩猟免許の種類」に

第一種銃 猟免許	3 ライフル銃 散 弾	知事	第 号	年 月 日交付
第二種銃 猟免許	4 空 気 銃	知事	第 号	年 月 日交付
	5 空 気 銃	知事	第 号	年 月 日交付
	6 空 気 銃	知事	第 号	年 月 日交付

あり

第一種銃 猟免許	3 ライフル銃 散 弾 銃 4 空 気 銃 5 縮 カ ス を 使 用 す る も の を 含 む。)	知事	第 号	年 月 日交付
第二種銃 猟免許	6 空 気 銃 (圧 縮 カ ス を 使 用 す る も の を 含 む。)	1 第一種銃猟免許 知事	2 第二種銃猟免許 知事	第 号 年 月 日交付

あり

第一種銃猟免許	ライフル銃 散 弾	第 第	号 号	年 年	月 月	日 日	交付 交付
第二種銃猟免許	空 気 銃	第 第	号 号	年 年	月 月	日 日	交付 交付
	ガ ス 銃	第 第	号 号	年 年	月 月	日 日	交付 交付

あり

ライフル銃 散 弾	第 第	号 号	年 年	月 月	日 日	交付 交付
空 気 銃 (圧 縮 カ ス を 使 用 す る も の を 含 む。)	第 第	号 号	年 年	月 月	日 日	交付 交付

あり

監 査

この規程は、公布の日から起算して

(発行所・発行人)
 青森市長島二丁目一番一
 青 森 県 号

(印刷所・販売人)
 青森市第一問屋町二丁目番七七号
 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
 定価小口一枚二付十五円一銭